

保険者訪問 山里の自然と文化遺産に恵まれた **山都町**



通潤橋の豪快な放水。3月から予約放水を再開する（定期放水は4月から）

▶ 山都町の概況は？

山都町は、平成17年に矢部町・清和村・蘇陽町が合併して誕生しました。九州のほぼ中心、熊本県東部、宮崎県との県境に位置し、東西約33km、南北約27km、面積約545km<sup>2</sup>の広大な町です。溪谷・丘陵・滝などの豊かな自然に加えて、「通潤橋」「清和文楽」などの歴史遺産も豊富です。

矢部地区には“肥後の石工”が建造した江戸時代の石橋が多く遺っています。中でも通潤橋は日本最大級の石造りアーチ水道橋で、江戸末期の1854年に田畑に水を送るために造られ、今なお周辺の田畑を潤しています。国の重要文化財に指定されているほか、通潤橋を含む通潤用水は農林水産省の疏水百選に、通潤用水と白糸台地の棚田景観は国の重要文化的景観にも選定されています。

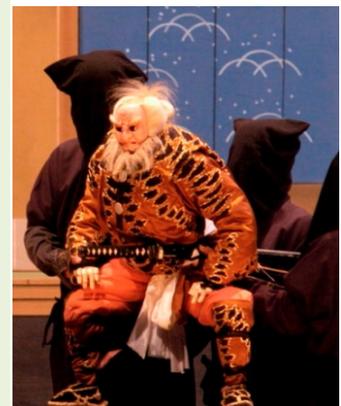
人 口		18,132人
国保被保険者数		7,106人
	一般	6,713人
	退職	393人
後期高齢者数		4,271人
世 帯 数		6,764世帯
	国保世帯数	3,637世帯
医療機関等数	内科	11機関
	歯科	7機関
	調剤	6薬局
担 当 課		健康福祉課

（平成22年12月末現在）



手つかずの自然が残る蘇陽峡は、日本では珍しいU字形の深い溪谷で、高さ200mもの絶壁が約10kmにわたって続いている。遊歩道が整備され、長崎鼻展望台からは谷底を流れる五ヶ瀬川沿いの絶景や、阿蘇・九重などの山並みも望むことができる。秋の紅葉は特に美しい

清和文楽は、江戸末期に農民が春秋の祭りに奉納したのが始まりとされる人形浄瑠璃。清和文楽館は九州で唯一の専用劇場で、隣接の資料館では人形遣いも体験できる



肥後（熊本県）と日向（宮崎県）を結ぶ旧藩時代の街道“日向往還”。3月中旬には「日向往還歴史ウォーク」が開催される

▶ 力を入れている国保等の事業は？

## 高い特定健診受診率～健康づくり推進員が大きな力に

山都町の特定健診受診率は、平成 20 年度 53.0%、21 年度 60.1%と高いレベルで推移しています。それを支えているのが町内 28 自治振興区に配置された健康づくり推進員です。下部組織の協力も得ながら、家庭訪問や、各地区で住民対象の学習会を実施したり、チラシを作成して配布したりと、それぞれに工夫して受診を呼びかけています。保健師や事務職も、受診率のグラフを作成するなどして、推進員の取り組みをサポートしています。

21 年度からは、町が前年度より受診率が上昇した上位地区や特別表彰に値する地区に奨励金を出して、推進員の意欲向上、ひいては町全体の受診率向上につながっています。

## 各種講座や教室で、住民の生活改善への取り組みをサポート

特定保健指導の実施率は、平成 20 年度 13.6%と目標（17%）に届きませんでした。21 年度は、動機付支援対象者に対して結果説明会のときに個別で初回面接をして目標設定まで行い、半年後に評価という形に変えたこともあってか、30.8%まで上がりました。積極的支援対象者には、集団は日赤で、個別は町で保健指導を実施しました。

町での保健指導としては、21 年度から運動講座、食生活講座、肝臓病予防教室、腎臓病予防教室を、旧町村毎に年 1 回ずつ開催し、情報提供対象者の参加も可能としました。

運動や食生活の講座は保健師や栄養士、健康運動指導士などによる講義と実技指導で、食生活の講座では、茶碗を持参してもらい、普段食べるご飯の量と適正量を比べて食べ過ぎていないかを確認、茶碗に適正量のご飯をついだまま持ち帰ってもらいました。

腎臓病予防教室では、腎専門医を招いて講演会を開催しました。慢性腎臓病が疑われる人とその予備群を健診結果から抽出して参加を呼びかけたほか、町の広報等でも周知したところ、一般の方や健康づくり推進員など合わせて約 70 人の参加がありました。

来年度は、未受診の人にも関心を持ってもらい受診につなげたいと考えています。また、血糖の状況も悪くなっているため、糖尿病予防教室も開催する予定です。

その他、子どもの生活習慣病予防教室なども開催しており、今後も、国保の事務職や各支所の保健師、町内の医療機関等と連携を深めながら、取り組んでいきます。



生活改善できたか、チェックします（運動講座の最終日）



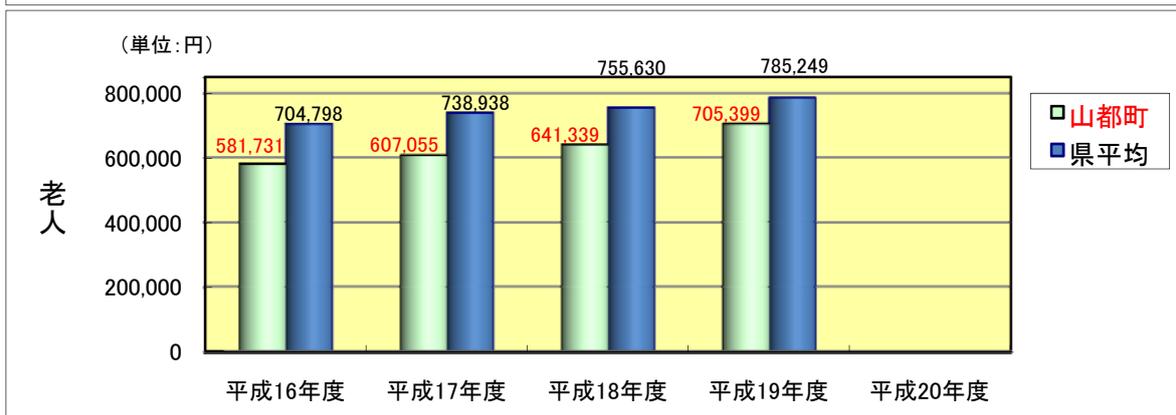
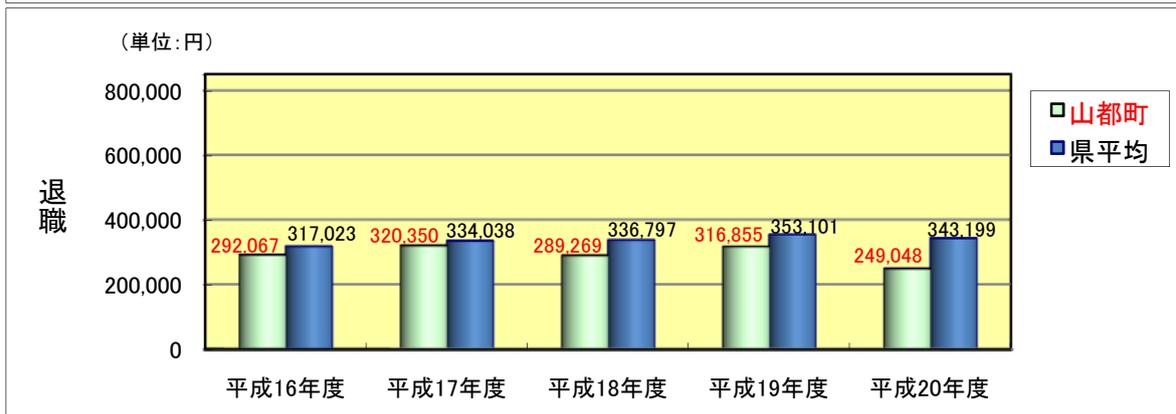
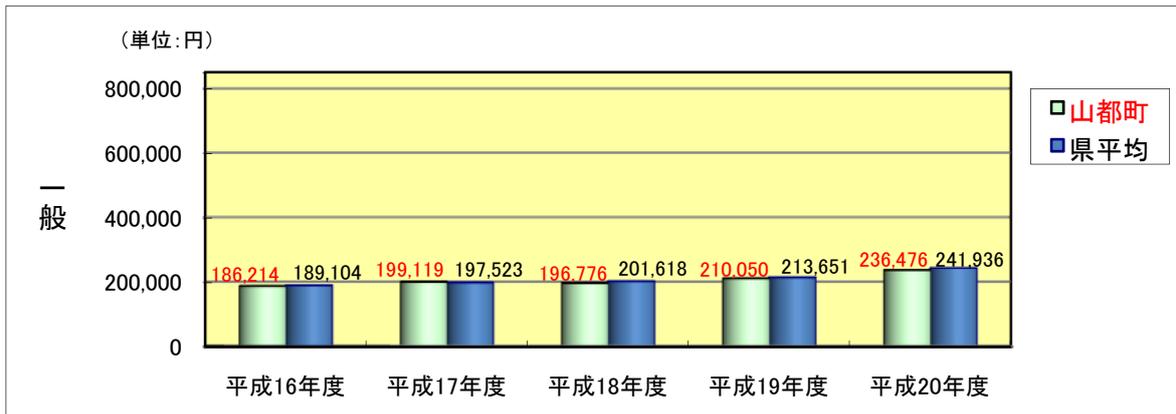
ご飯を量って適正量を覚えてもらいます（食生活の講座）

## 町民に自主納付の意識を浸透させていきたい

山都町では、国保税の収納業務は税務課の担当で、徴収の強化というより“自主納付”を基本に取り組んでいます。滞納者には、資格証や短期証交付時にていねいに説明したり、目立つ色で催告書を送付するなどの対応をしています。収納率は厳しい状況が続いていますが、今年度は 12 月末時点で昨年度よりよくなってきているので、納税者にしっかり PR して、3 月までさらに上げていければと考えています。また、併任徴収などの取り組みは今後の課題と考えていますが、町では合併当初から、税務署 OB にアドバイザーとして月 1 回徴税についての指導を受けていて、担当職員も滞納処分のルールや方法について勉強を積み重ねてきています。

今後も、町民に、税は“払う”のではなく“納める”ものということを理解してもらい、“自分から納める”という意識を持ってもらうために、広報活動による啓発に力を入れるとともに、関係各課との協力や支所間の横の連携を強めながら取り組んでいくことにしています。

法制別 1人当たり診療費



注：上記グラフで、一般・退職・老人とは、それぞれ国保被保険者のうち、一般は「老人以外の者で退職者医療制度の適用をうけない者」、退職は「被用者年金の老齢（退職）年金受給権者であって、被用者年金の加入期間が20年以上であるか若しくは40歳以降10年以上である者及びその被扶養者」、老人は「老人保健法による医療の給付の対象者」をいう（平成19年度まで）。平成20年度からは、老人は後期高齢者医療に移行したため表示しておらず、全体の数値は一般と退職のみの合計となっている。